

令和6年7月19日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和6年度北塩原村農業委員会総会7月定例会 議事録

1. 開催日時

令和6年7月19日（金）午後1時30分～2時10分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	岩 田 多 吉	出
農業委員	1	五十嵐 大	出
〃	2	小 椋 隆 子	出
〃	3	中 川 博 之	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	武 藤 吉 博	出
〃	—	武 藤 正	—
〃	—	五十嵐 忠 之	—
〃	—	高 畑 忠 弘	—
〃	—	佐 藤 周	欠
〃	—	佐 藤 照 明	欠

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員3名を招集し1名が参加した。

4. 欠席委員

推進委員 佐藤 周 委員
佐藤 照明 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

- ・議案第1号

現況確認証明について

- ・議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- ・議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠 藤 久 彦

事務局係長 遠 藤 和 広

事務局主査 渡 部 達 也

事務局主事 竹 田 祐 菜

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和6年度北塩原村農業委員会定例総会7月定例会を開会いたします。

会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、推進委員の佐藤周委員、佐藤照明委員からは、欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、3番 中川 博之委員、4番 二瓶 睦夫委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より報告と説明をお願いします。

■事務局

（ 事務局報告・説明 ）

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

それでは議事に入ります。

議案第1号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。

■議長

議案第1号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第1号、現況確認証明申請について説明いたします。

次の現況確認証明申請について、意見を求めるものでございます。

番号1番、

1、申請人の方は、〇〇〇〇さん、桧原字〇〇〇の方です。

2、申請する土地の所在地及び面積等につきましては、桧原字剣ヶ峯〇〇〇〇番〇〇〇、登記は畑、現況は原野、面積280㎡、以上、1筆でございます。

3、証明を求める理由としましては、土地地目変更登記のため。

4、非農地化した経過については、昭和59年頃から年齢もあり畑の作物を作付けすることができず、耕作しなくなり原野化してしまったとの事です。

5、調査内容についてですが、申請地は農振農用地区域外であり、農地区分は第2種農地と判断しております。農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。判断の理由は、申請の通り長年耕作されておらず原野化してしまっており、農地として再生・利用することは困難であるためです。

7月16日に二瓶睦夫委員、小椋隆子委員、佐藤照明委員で、申請者立ち合いのもとで現地確認を行い、証明の可否について「可」といただいております。

なお、6ページから10ページに位置図、箇所図、確認写真等を載せておりますので、各自ご確認願います。

上記のとおり提出いたします。令和6年7月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。
以上で議案第1号について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、4番 二瓶 睦夫委員より、調査結果について報告をお願いします。

■4番 二瓶 睦夫委員

7月16日に、小椋隆子委員、佐藤照明推進委員、事務局と現地へ行き、申請人立ち合いのもと確認してきました。説明にあったとおり、申請地は長い間耕作されておらず原野化してしまっており、農地への復元は難しいと判断しました。また、昨日、再度申請人に聞き取りを行いましたところ、居住地から申請地まで遠いため、年齢的なところもあり今後耕作する予定もないとのことでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。番号1番について、申請のとおりこれを適当と認め、許可することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、現況確認証明について、申請のとおりこれを適当と認め、決定することといたします。

■議長

それでは続いて議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

議案第2号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇〇さん、69歳、下吉字〇〇の方。譲受人は、同じく下吉字〇〇の〇〇〇〇さんです。

2、申請する農地の所在地及び面積は、下吉字〇〇の農地、1筆、2,941㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由について、譲渡人は病気等による労力不足、譲受人は経営規模の拡大でございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は永年。土地の対価は800,000円です。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。

申請地位置図、申請箇所図につきましては、資料12～13ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、3番、中川 博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和6年7月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第2号の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番 中川 博之委員より、調査結果について報告をお願いします。

■3番 中川 博之委員

日曜日と月曜日に譲渡人と譲受人それぞれに話を聞いてきました。譲渡人は過去に足を負傷し自ら農業を行う事も難しく、跡取り人も居ないため、誰か田んぼを購入してくれる人を探していたところ、譲受人から申し出があったようです。売買価格についても双方納得してとのことでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、ご意見・ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号の所有権移転について、申請のとおりこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりこれを適当と認め、決定することといたします。

■議長

それでは、続いて議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は2件の申請がありました。

■議長

番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。

番号1番、新規設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）ですが、〇〇〇〇〇さん、71歳、桧原字〇〇〇の方です。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）ですが、〇〇〇さん、47歳、同じく桧原字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、桧原字〇〇〇〇16番地、地目は畑、面積は1,653㎡の1筆です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間。賃借料の額は10,000円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、2番 小椋隆子委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては15ページと16ページに記載をしておりますので、ご確認願います。

上記のとおり提出いたします。令和6年7月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第3号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番 小椋隆子委員より報告をお願いします。

■ 2 番 小 椋 隆子委員

設定人及び被設定人に話を聞いてきました。被設定人からは前々からこの件について話を聞いていましたし、内容等にも問題はなく、双方納得しての事でしたので許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、ご意見・ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号 1 番の利用権設定について、申請のとおりこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号、番号 1 番の利用権設定について、申請のとおりこれを適当と認め、決定することといたします。

■議長

続いて、番号 2 番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

資料の 17 ページをご覧ください。番号 2 番、新規設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）ですが、〇〇〇〇さん、70 歳、桧原字〇〇〇の方です。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）ですが、先程と同じく〇〇〇さん、47 歳、桧原字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、桧原字〇〇〇〇69番地、地目は畑、面積は1,690 m²の1筆です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間。賃借料の額は10,000円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、2番 小椋隆子委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては18ページと19ページに記載をしておりますので、ご確認願います。

上記のとおり提出いたします。令和6年7月19日提出、北塩原村農業委員会 星 源 嗣。以上で議案第3号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番小椋隆子委員より報告をお願いします。

■2番 小椋 隆子委員

設定人に話を聞いてきました。設定人は高齢で一人暮らしのため農地の管理が難しく、農地を荒らしてしまいかねないとの事で、被設定人が耕作するとの事でした。被設定人にも確認したところ、話の内容に相違はありませんでしたので許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、ご意見・ご質問等ございませんか。

■5番 蓮沼 喜久雄 委員

ここでは何を耕作する予定なのですか。

■事務局

トウモロコシや大根とのことです。

■ 5 番 蓮沼 喜久雄 委員

わかりました。

■議長

質疑を打ち切ります。番号 2 番の利用権設定について、申請のとおりこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしのとき)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第 3 号、番号 2 番の利用権設定について、申請のとおりこれを適当と認め、決定することといたします。

■議長

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■局長

ありがとうございました。

それでは、その他に移らせていただきます。

事務局から連絡がありますので、事務局から説明をお願いします。

■事務局

(令和 6 年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について)

(地域計画の進捗状況について)

■局長

ありがとうございました。

この件について、皆様からご質問等ございますか。

■委員

(なしとの声)

■局長

他に何かございますか。

■委員

(なしとの声)

■局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和 6年 7月19日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ㊞

議事録署名委員 3番 中川 博之 ㊞

議事録署名委員 4番 二瓶 睦夫 ㊞